明　高　支　第　３　１　１　号
2021 年（令和３年）7 月 26 日

明石市長　　泉　房穂
（公印省略　高齢者総合支援室）

制限付一般競争入札の実施について

制限付一般競争入札（郵便方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び明石市契約規則（平成５年規則第１０号）第５条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

１　借入内容

（１）　件　　名　　明石市介護認定審査会用タブレット端末賃貸借及びMDMサービス調達（長期継続契約）

（２）　納入場所　　明石市中崎１丁目５番１号

（３）　借入概要　　タブレット端末賃貸借及びMDMサービス調達等　一式

（４）　履行期間　　契約締結日の翌日から令和8年9月30日まで（借上期間60か月）
納入期限　　令和3年9月30日
上記期限までに賃貸借物件を使用可能な状態に調整を完了すること。
・地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約として、約60か月の賃貸借契約とする。期間終了後は明石市へ無償譲渡とする。
・なお、翌年度以降において当市の予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合は、この契約を解除する。

２　入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

(1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス部門）の物品の製造・売買の部に、契約の種類が情報機器・家電で登録されており、かつ、業種区分がパソコンで登録されていること。または、サービス業務の部に契約の種類がサービスで登録されており、かつ、業種区分がレンタル・リースで登録されていること。

(2)①明石市内の本店で登録している者（市内業者）
②明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者（準市内業者）
③兵庫県内又は大阪府内の本店で登録している者
④兵庫県内又は大阪府内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録を行っている者
上記①から④のいずれかに該当する者

(3) 平成23年4月1日から令和3年3月31日までの間に国内において、国・地方公共団体又はそれに準ずる機関（公社・公団・事業団等）の発注に係るパソコン等の賃貸借を元請として継続して12ケ月以上行った実績を有する者

(4) 故障等の障害発生時に迅速に対応できる体制を整えている者

(5) 仕様書等に示した性能等の要件をすべて満たした物品等を納入することができること。

(6) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第16号）第167条の4に規定する資格制限に該当しない者

(7) 明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続き開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
(9) 明石市の指名停止期間でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
(10)公告日において納期限が到来している明石市税(※)を開札日の前日までに完納していること。
※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。
(11) 開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※1)を完納していること。また、落札者となった場合は、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できること。
※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。
※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書その1(直近2年分)
(12) 導入・保守を行う者が一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの使用を認定されていること、または一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターが認定した認証機関よりISMS認証済み事業者として登録されていること。(導入・保守を別業者に委託する場合、委託された者がプライバシーマークの使用を認定されていること。または、ISMS認証済み事業者として登録されていること)
(13) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できる者

3　入札参加申込み
(1) 入札に参加を希望する者は、次に揚げる書類を角2封筒等のA4サイズが折らずに入るものに封かんし、封筒の表面に宛名シール（指定様式）を貼り付けること。
① 制限付一般競争入札参加申請書（指定様式）
② 入札書（指定様式）
③ 業務費内訳書（指定様式）　※ただし、単位、単価、金額等が明記されており、入札書等と整合性が取れているのであれば、任意様式でも可
④ 業務実績調書（指定様式）及び実績内容が分かる契約書及び仕様書等（写）
導入・保守を行う者の一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマーク又は一般社団法人情報マネジメントシステム認定センターに認定された認証機関によりISMS認証済み事業者として登録されていることが分かる認定書等（写）(両方認定されている場合はどちらか任意)
(2)封筒の提出については、持参は認めません。必ず、下記により書留等(簡易書留も可)の郵便局が配達し、明石市が受領した事実の証明が可能な方法にて郵送してください。
① 令和3年7月30日（金）午前10時に、市のホームページに仕様書等に対する質問及び回答を掲載しますので、必ずこれを確認の後、郵送してください。
② 明石市高齢者総合支援室への郵便物の必着期限は、令和3年8月5日（木）午後4時55分とする。以降到着のものは受理しません。また、郵便事故等により申請書類等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできません。
③ 郵便物提出日中に、ファックスにより明石市高齢者総合支援室へ制限付一般競争入札参加確認書（指定様式）を送付してください。
FAX（078-919-4060）

明石市高齢者総合支援室　制限付一般競争入札担当者　宛

4　入札方法及び契約方法

（1）　入札金額は税抜の執行予定総額（月額（税抜）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）を記載してください。

（2）　契約については、各項目の月額（税抜）で行うものとし、この契約月額については契約予定者の入札月額とします。

5　設計図書のダウンロード

（1）期間

令和3年7月26日（月）から令和3年8月5日（木）午後5時まで

（2）方法

上記期間内に明石市ホームページより、設計図書等のファイルをダウンロードしてください。通信環境等の問題でダウンロードができない場合は、高齢者総合支援室介護保険担当審査係にてファイルをコピーしますので、あらかじめ電話連絡（078-918-5091）のうえ、ＣＤ－Ｒ等の記録媒体（ＵＳＢメモリは不可）を持参してください。

6　設計図書等に対する質問及び回答

（1）　設計図書等に関して質問しようとする者は、下記期間内にファクシミリにより高齢者総合支援室介護保険担当審査係へ設計図書等に関する質問書（指定様式）を提出してください。

令和3年7月26日（月）から令和3年7月29日（木）午後1時まで

（FAX　078-919-4060　明石市高齢者総合支援室介護保険担当審査係　タブレット端末賃貸借担当者　宛）

（2）　質問に対する回答

令和3年7月30日（金）午前10時00分（予定）から明石市ホームページにおいて公表します。

7　開札日時及び場所

（1）　日時

令和3年8月6日（金）午前10時00分（予定）　※状況により前後します。

（2）　場所

明石市役所　本庁舎2階　204会議室

8　入札保証金　免除

9　契約保証金

執行予定総額【契約単価（税抜）に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の合計額】の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条第1項の各号に該当する場合は免除する場合がある。

10　支払条件

前金払　　無　　部分払　　無　　全額完了払（ただし、月払いとする）

11　予定価格（税抜）

1,549,800　円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は、指名停止基準に基づき措置します。

12　変動型最低制限価格の準用

有　（財務室契約担当の設定方法を準用し、最低価格入札者から有位な下位５者の入札金額の平均の 85%未満の入札者は失格とする。）

13　長期継続契約について

本賃貸借は、地方自治法第 234 条の３に基づく長期継続契約を行おうとするものです。このため、契約の日の属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が減額又は削除された場合は、契約を変更又は解除することがあります。

14　暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第５条第１項の規定により、執行予定総額が 200 万円を超える場合には、契約予定者は契約締結期限までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第２第８項第１０号アの規定により、指名停止措置（３か月）を行います。

15　契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市業務委託契約約款等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

16　入札に関する条件

(1)　入札書が所定の日時までに到着していること。
(2)　入札者が同一事項について２通以上した入札でないこと。
(3)　入札者の記名押印があり、入札内容が明確であること。
(4)　入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
(5)　談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

17　無効とする入札

(1)　入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札。
(2)　虚偽の申請により資格を得た者の行った入札。
(3)　入札に関する条件に違反した入札

18　入札結果及び契約について

(1)　入札の場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
(2)　資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
(3)　入札結果は、令和３年８月 10 日(火)から市のホームページにて掲載する予定です。

19　その他

(1)　明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

(2)　この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載 の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

(3)　適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

(4)　提出書類等に不備がある場合には無効となるので、この業務の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ掲載の応募案内を確認したうえで申し込むこと。

(5)　この入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

(6)　最低入札者であっても、変動型最低制限価格制度又は資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

(7)　明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札合せに参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を入札合せの日の当日に確認することがありますので、ご留意ください。

(8)　その他入札及び契約に関する事項については、財務室契約担当の規定等を準用します。